

社会福祉法人上牧町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人上牧町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第24条の規程に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員等には報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等には、理事会、監査及び会長が承認した法人業務の執行等による出席に要する費用を弁償する。ただし、上牧町の職員を兼ねる役員には支給しない。

(費用弁償の額)

第5条 費用弁償の額は、社会福祉法人上牧町社会福祉協議会職員旅費規程の支給基準に準じて支給する。

(支給日)

第6条 費用弁償の支給日は、第3条による支払い事由の発生した日又は月末締め翌月15日とする。15日が土、日、祝祭日に当たる場合はその前日とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(附則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。